



臨時休業等に伴い学校に登校できない 児童生徒の学習指導について

臨時休業等に伴い、学校に登校できない児童生徒の学習を保障するためには、教師が様々な工夫を行うことが大切です。地域の感染状況や学校、児童生徒の状況も踏まえながら、「学習指導の基本的な考え方」の2つのポイントと具体例を参考にして、可能な範囲で学習指導の充実を図りましょう。

学習指導の基本的な考え方

抜粋：「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）」文部科学省（令和2年4月10日）

臨時休業期間中における児童生徒に対する学習指導については、児童生徒が自宅等にいる状況であっても、**規則正しい生活習慣を身に付け学習を継続する**とともに、登校の再開後も見据え、**学校と児童生徒との関係を継続する**ことができるよう、可能な限りの措置をとることが必要である。また、その取扱いについて、保護者の十分な理解と協力を得るよう努めることも重要である。



参照：県教委作成（R2.3.6）
「臨時休業中の過ごし方について」

POINT①



指導計画等を作成し、主たる教材である教科書に基づく家庭学習を課す。

〈家庭学習の内容を工夫する視点〉

令和2年4月21日付け文部科学省通知において、臨時休業中であっても学習の保障等に最低限取り組むべき事項が示されました。各校でも児童生徒の学習を支援するに当たり、可能な限りの措置が講じられていることと思いますが、**各教科等において主たる教材である教科書及びそれと併用できる教材等に基づく家庭学習を課すこと**、その上で、**教師が定期的に児童生徒の学習状況を把握し、学習を支援することが求められています。**

各校においては、文部科学省の「子供の学び応援サイト」等も参考にしながら、**動画等の活用も視野に入れた学習を計画することが必要**となってきます。

※文部科学省HP「子供の学び応援サイト」https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm

上記のサイトには、各教科等の工夫例や自主学習の参考となる内容が掲載されています。県教委が活用に向けた手引きを作成し、今後配付する予定ですが、各校の実態に応じた活用を模索し、児童生徒の「学びを止めない」工夫に取り組むことが必要です。



〈学習の見通しをもたせる視点〉

児童生徒に**課題一覧表**と共に課題の点検日等の予定を配付することで、週間及び日々の**学習計画表**の作成を促します。その際、「何を」「いつ」「どれくらいの量」**取り組むかを計画表に記入させる**よう指導することが重要です。そして、登校日等を利用した取組へのフィードバックを行うことで、児童生徒の頑張りを評価し、意欲の継続を図りましょう。

※課題一覧や計画表等は、児童生徒に活用の仕方や作成方法を指導するとともに、通信等で保護者にも周知し、協力を求めることも重要です。

POINT②



学校と児童生徒との関係を継続するようにする。

〈学習状況の確認や心のケア等を適切に行う視点〉

校内において**指導計画に基づいて課した家庭学習の状況の把握や、成果の適切な確認の計画**（対面にとどまらない学習状況の確認方法等）を作成することで、**学校における学習評価に反映することが**できます。ただし、家庭環境は様々であることから、感染症対策を徹底した上で、次のような必要性が高い場面の対応も検討するなど、より**丁寧な見取りが行える体制を構築することも**必要です。

- ・児童生徒の学習に大きなつまずきが生じ、対面での指導が求められる場合
- ・心身の状況の懸念が生じ正確な把握が必要な場合 等

ICTの活用も視野に入れながら、家庭学習と学習指導、学習状況の把握を適切に組み合わせることとともに、児童生徒の心のケア等にも丁寧に対応することが必要です。

